

第96号



2020年9月1日

郵政産業ユニオン TOKYO・NEWS

● 発行 ●
郵政産業労働者ユニオン
東京地方本部
発行責任者 田中 孝史
〒104-0031
中央区京橋 3-6-3
京橋通郵便局 5F

管理能力が問われる今の職場 休息・休憩は「自己責任」でとれ?

これから台風シーズンを迎えます。新型コロナウイルスに猛暑、異常気象によるゲリラ豪雨等で大変な中での労働になります。こういう時こそ当局は労働者に無理な労働をさせないようにしていくべきです。各局でサービス労働が常態化していますが、このような働き方を変えていくことが今ほど求められているときはありません。

各局とも勤務時間

はあつてない状態

各局とも休息・休憩時間を充分にとらずに業務が行われています。

局所によっては勤務時間の何十分も前に作業していただきますし、通常配達で昼食を10分程度で仕事に就く人がいます。日勤で夜勤まで行う通し勤務者も服務表通りの休息・休憩をとらずに配達する人もいます。

A局の社員は「こんな異

常な勤務が当たり前のように行われている。ひどいものだ。ひどいと分かっていると言わなくなっているのは感覚がマヒさせられている」と言っています。

郵政ユニオンはサービス労働を改善するよう迫ると、支社は「勤務時間管理は適正に行うよう指示している」と答えます。

しかし、管理者による勤務時間管理がされていません。休息・休憩をとるのは「自己責任」にしています。これでは管理者がいらないと同じで

<郵政20条裁判のお知らせ>

集団訴訟の口頭弁論

9月 3日 東京地裁 14時

最高裁での弁論

9月10日 最高裁 15時30分

裁判に勝利し、差別待遇なくそう!



す。サービス労働は労基法に抵触し、罰金も科せられます。その重大性を管理者は分かっているのでしょうか。サービス労働が起ころのは業務量の増大に見合った人員が配置されていないこと、欠員の補充がされていないからです。それをせず労働者に犠牲を強いるのは管理能力が問われます。私たちも異常な働かせ方に慣らされるのではなく休息・休憩をとる労働環境をつくっていく必要があります。

過重な労働は郵便、交通事故、健康破壊を引き起こします。休息・休憩をとることはそれを防ぐこととなります。**健康第一を基本にした働き方を**

皆さん、休息・休憩をとるのは当たり前のことで何ら問題はありません。異常な働かせ方を変えていくためにも健康第一を基本にした働き方をしていきましょう。我慢せずに声をあげよう。